

Q、相続税の税務調査の目的は何ですか？

A、申告漏れ・隠し財産を発見することです。

申告漏れ・隠し財産は次の3つに大別できます。

相続人が知らなかった財産

被相続人が遺言や伝言を残さずに無くなったら、相続人は残った資料等から被相続人の財産を調べることになります。しかし多くの場合、相続人は被相続人の財産を全て管理・把握していません。相続人が調べても、資料も残っていない財産があれば、財産が漏れてしまうことがあります。

相続人名義であるが、被相続人が管理・運用していた財産

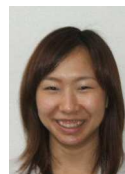
名義借りと呼ばれる財産です。被相続人が相続人名義の預金にお金を移していた場合、そのお金が被相続人のものならその預金の名義が違ってても被相続人の財産となります。

相続人が意図的に申告書に記載しない被相続人の財産

脱税となり、延滞税・過少申告加算税・場合によっては重加算税が課税されます。

上記の の財産が出てくれば儲けものです。しかし、 の財産は注意です。贈与により財産が移転しているのか、贈与税の時効は成立しているか、単なる名義借りなのか、等が問題です。税務署は被相続人の財産と主張し、相続人は自分の財産であると主張することになります。

申告した3件中1件は税務調査があるとされています。
調査があってもあせらないように注意しましょう。



(京都税理士法人 田中庸子)

遺言川柳

「一筆が 火種となるか 輪となるか」

「決定版 遺言川柳」発行：株式会社 幻冬舎

編者：三菱UFJ信託銀行・三菱東京UFJ銀行

今月のご案内

セミナー開催します！

日時 平成20年10月2日(木) 10:30~11:30

相続税が心配で、基本から確認したい方へ
講義内容 「今さら聞けない相続税の基礎知識と節税策
~基本編~」

今回は相続税の基本部分を中心にお話致します

・相続税がどのように計算されるのか？・基本的な節税策は何か？

皆様の知識の再確認にお使いください。

場所 京都税理士法人 本社

講師 京都税理士法人 税理士 徳田 敏彦

受講費用 無料

定員 先着15名様まで
お申し込み頂いた方に受講表(地図付)を郵送させていただきます

申込方法 075-693-6363
京都税理士法人 本社
受付担当 田中



お問い合わせ：京都税理士法人
〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町30番地1
江後経営ビル
TEL:075-693-6363
FAX:075-693-6565
URL <http://www.ego.co.jp>

